

# 配水計画

## 第1章 取水の基本事項

(取水口等の位置)

第1条 取水口の位置は、山梨県山梨市三富川浦字天科の地先とする。

(取水量等)

第2条 最大取水量は、次の表のとおりとする。

期間 区分	4月 1日から 6月30日まで	7月 1日から 8月31日まで	9月 1日から 10月31日まで	11月 1日から 翌3月31日まで
最大取水量 最大注水量	2. 26 m <sup>3</sup> /s	3. 24 m <sup>3</sup> /s	2. 41 m <sup>3</sup> /s	1. 35 m <sup>3</sup> /s
年間総取水量	30, 770千m <sup>3</sup>			

## 第2章 配水ブロックへの配水方法

(配水ブロック)

第3条 本地区の配水ブロックは下記に定めるとおりとする。

(配水方法)

第4条 各配水ブロックへの配水については、各圃場で以下の配水条件を標準とし、各ブロックの散水計画（散水回数・時間）に基づき、所要の水量を配水するものとする。また、配水量は標準的な水量であり、ダムの貯水量、河川の流況や天候等を勘案して配水することとなる。

### 1 右岸幹線

分水工	分水工掛ブロック		面積 h a	かんがい期 日最大取水量
	ブロック名	ブロック数		
1	1-1~1-8	8	132	0. 10 m <sup>3</sup> /s
2-1	2-1-1~2-1-7	7	114	0. 09 m <sup>3</sup> /s
2-2	2-8~2-12	5	82	0. 06 m <sup>3</sup> /s
2-3	2-13~2-18	4	109	0. 09 m <sup>3</sup> /s
3	3-1~3-16	16	246	0. 19 m <sup>3</sup> /s
4	4-1~4-9	9	108	0. 08 m <sup>3</sup> /s
合計		49	791	0. 61 m <sup>3</sup> /s

## 2 左岸幹線

分水工	分水工掛ブロック		面積 h a	かんがい期 日最大取水量
	ブロック名	ブロック数		
1	1-1~1-7	7	1 1 4	0. 0 9m <sup>3</sup> /s
2	2-2-2~2-9	1 2	1 4 9	0. 1 2m <sup>3</sup> /s
3-1	3-1~3-8	8	1 4 8	0. 1 2m <sup>3</sup> /s
3-2	3-12-A~3-32	8	1 2 5	0. 1 0m <sup>3</sup> /s
3-3	3-9~3-39	2 9	4 0 9	0. 3 2m <sup>3</sup> /s
4-1	4-1-1~4-53-1	2 6	3 2 0	0. 2 5m <sup>3</sup> /s
4-2	4-18~4-60-2	2 6	3 4 6	0. 2 7m <sup>3</sup> /s
5-1	5-1~5-32	3 1	3 9 4	0. 3 1m <sup>3</sup> /s
5-2	5-33~5-48-2	1 7	2 3 1	0. 1 8m <sup>3</sup> /s
6	6-1-A~6-31	3 2	4 1 9	0. 3 3m <sup>3</sup> /s
7-1	7-1~7-14-2	1 6	1 9 0	0. 1 5m <sup>3</sup> /s
7-2	7-15~7-31	1 2	1 8 3	0. 1 4m <sup>3</sup> /s
8-1	8-1~8-16	1 3	1 1 5	0. 0 9m <sup>3</sup> /s
8-2	8-13~8-15	3	4 5	0. 0 3m <sup>3</sup> /s
9	9-1~9-13	1 3	1 6 6	0. 1 3m <sup>3</sup> /s
合計		2 5 3	3, 3 5 4	2. 6 3m <sup>3</sup> /s

右・左岸幹線 合計	3 0 2	4, 1 4 5	
-----------	-------	----------	--

(ブロック数には欠番・枝番のため集計上の差異が発生します。)

(配水ブロックの代表者及び連絡先)

第5条 各配水ブロックの代表者及びその連絡先は別に定める。

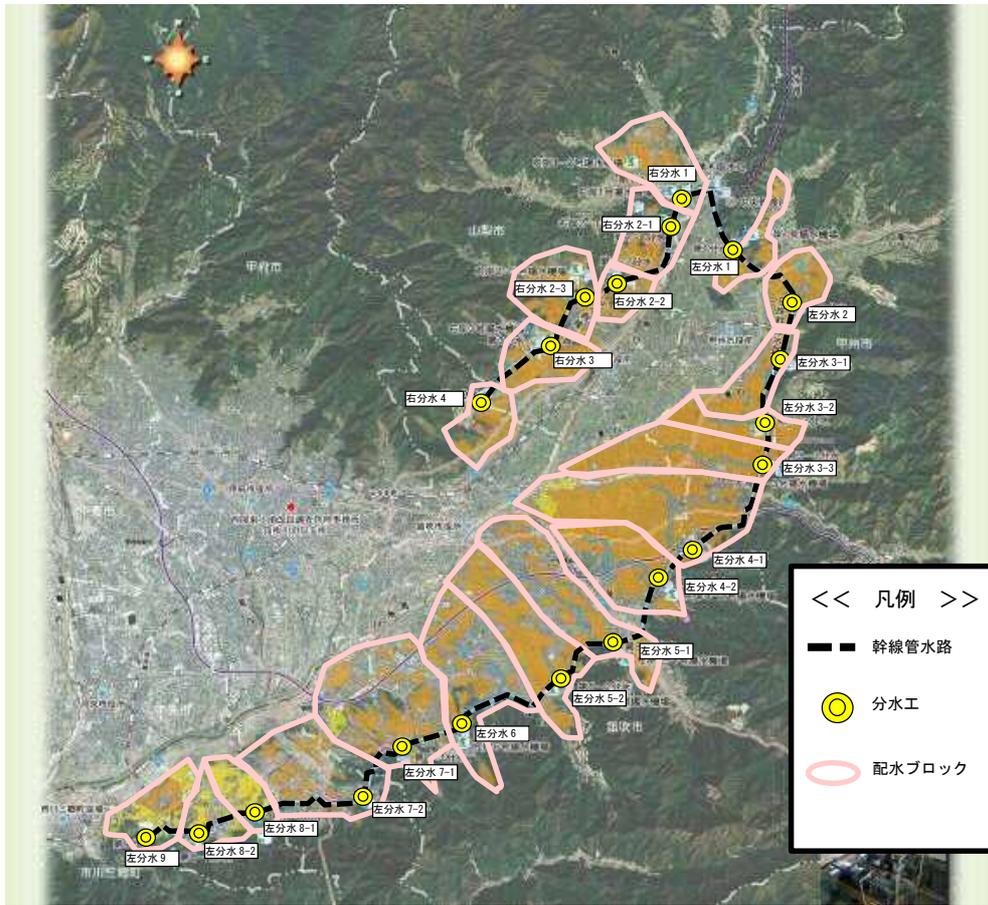
## 第3章 その他

(関係機関)

第6条 本地区の利水調整に係る関係機関の定めはない。

# (別紙1) 笛吹川沿岸土地改良区配水ブロック図

## 1 配水ブロック図



## 2 利水調整概要図

